

発行所
秋田県北秋田郡
合川町役場
合川町公民館
役場総務課 T 4
公民館 T 62

選挙は無投票におわる

◆選挙による委員

(定員二十名)

七月十五日行われること
になつてゐた農業委員選舉
は立候補届出締切りまで、
二十四名立候補者があつた
が投票前日の十四日四名の
立候補辞退者があり、選挙
を行わず二十名の当選者が
確定したもの。

選挙による委員
(定員二十名)
七月十五日行われること
なつていた農業委員選挙
は候補届出締切りまで、
二十四名立候補者があつた
投票前日の十四日四名の
立候補辞退者があり、選挙
を行わず二十名の当選者が
確定したものである。

松岡 卯助	(福・田)	近藤 惣太郎	(李・岱)
桜田 彦三郎	(東根田)	三浦 甚四郎	(三木田)
安部 倉之助	(増・沢)	小田 信一	(木戸石)
安部 重吉	(馭・前)	佐藤 金四郎	(川・井)
加藤 喜一郎	(鎌・沢)	工藤 松治郎	(上・杉)
成田 長夫	(李・岱)	吉田 勤十郎	(川・井)
		沢藤 一郎	(木戸石)
		伊東 七郎兵衛	(杉山田)
		小林 三郎	(道・城)
		後藤 要助	(下・杉)
		安部 松五郎	(新田目)
		松橋 彦左衛門	(三・里)
		畠山 鶴松	(道・城)
		工藤 彦之丞	(上・杉)
		農業団体推せん委員	
		桜井与之助(上大野農協)	

町議会七月定例会は七月二十六日から開会されることになった。

七月定例町議会

七月二十六日に招集

この定例会には町政の焦点となつてゐる統合中学校議案の提出が予定されている

町民税減税など

二十議案を可決

臨時議

町議会では七月十六日午前十時から役場会議室で臨時議会を開き町民税を減税する町税賦課徴収条例の改正、町に監査委員を置く条例の制定など二十一議案を審議し同日六時散会した。この議会上程された議案とその審議結果は次のとおりである。

- ◇合川町職員の旅費支給条例の一部改正
- ◇特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正
- ◇特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ◇教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正（以上四四件は国鉄旅客等級三等座席止による改正）
- ◇合川町に税賦課徴収条例の全部を改正する条例の制定（別項記載のとおり町民税の減税をはかるための改正）
- ◇合川町消防団給与条例の一部改正（消防団員の技術手当と旅費の改正）
- ◇合川町火災予防条例の制定（建築物の火災予防設備やストープ、かまど等

の位置とか構造などを規定し火災の予防をはかるうとする条例) Ⅱ原案可決

◇公有林野官行造林条例の制定(町有林野に官行造林地を設定するため、造林地の保護及び産物の採取について規定を設けて管理するもの) Ⅱ原案可決

◇監査委員に関する条例の制定(町長が町会計の出納検査を年二回町議会議員の立会のもとに実施していたが町議会から一般人町民のなから学識経験者を一人選んで監査

の内七五ヘクタールは昭和三十年に一部経営計画変更して杉造林地として経営してきたが、その隣接地旧三九林班の内いゝろ、は、にの小林班一六ヘクタールは薪炭林であるが町の基本財源を高める点から杉造林地に一部計画変更しようとするもの。|| 原案可決

◇分収造林の契約の承認
(町有地上杉字金沢一二〇の四、一三町二反歩に東北バルブ株式会社と分収造林契約をした承認を求めたもの) || 原案可決

◇財産の処分について (町

病院會議員決る

臨時町議会で選出
本町選出の公立米内沢病院組合議会議員六名が欠員となつたので七月十六日の臨時町議会へ選出を求めたところ次の六氏が選出され

税率を引き下げ

町税条例の改正

地方税法の一部改正にと	二十万円	〃	四、五四、〇
もない、町税賦課徴収条例	五十万円	〃	五、〇五、〇
が改正され、昭和三十五年	百万円	〃	六、〇六、〇
度から町民税の課税標準額	百五十万円	〃	七、五七、〇
税率の引下げ、扶養控除額	二百五十万円	〃	八、〇八、〇
の引上げなど次のように適	▽扶養控除が税額から一五		
用されることになった。	〇円を一九五円に引上げら		
したがって昭和三十五年度	れた。		

佐藤君を岩手へ

県外派遣農業実習生

營林置庁舎建築
伊藤組に落札

合川営林署庁舎の建築工事入札が去る十六日行われ、たところ三二八万円（資材は全部官給）で大館市伊藤組に落札された。

合川營林署長更送

—後任に住友氏—

◆ 原稿募集 ◆

村民各位の広報原稿を左のように募集して
います。

記

一、町当局やPTA、学校、婦人会、青年会
公民館に対する質問、紙上匿名は自由です
が原稿の末尾に住所氏名明記のこと。

二、町民一般に知らせたいと思うような研究
論文、現地報告、体験記等外一般文芸。

三、あて先は役場広報係宛

可愛いお子さんを
小児マヒから守りましょう

いろいろな病気のうちで、可愛いお子さんを虫ばい病気に小児マヒがありま
す。昔は不治の病氣とみられていた小児マヒも医学の進歩によつて予防注射で防ぐことができるようになる

▽申込み方法
部差別、保護者、幼児の氏名および幼児の年令
な予防注射の予定は九月上旬を予定している。

7月1日 中学校統合座談会、選挙管理委員会
2日 中学校統合座談会
5日 東北パルプ分収林地調査、三里橋現地調査、未亡人役員会

モメノ町政

町政ノモ

り、六才以下の幼児に効果があると言われている。	町民課ではこの恐しい小児マヒからお子さんを守るため、小児マヒ予防注射を計画している。	このワクチンは輸入品で一回六百円前後とみられるので、希望者の有償として実施することになったので次の方法で申込み下さい。	▽申込み期限 八月十日まで	▽申込み先 役場町民課
6日 総務財政委員会	7日 族役員会	8日 営林署長歓送迎会	9日 教育委員会	10日 議会全員協議会
		11日 農業委員選挙立候補届出受付	12日 教育民生委員会、公民館職員会議	14日 総務財政委員会、農業委員選挙四立候補者辞退無投票当選と決る、教育民生委員会
15日 選挙管理委員会、教				

たばこは
合川町内で
買いましょう

16日	臨時町議會
17日	教育民生委員會教育
19日	委員會合同協議會
20日	身障役員會
21日	ことぶき學級、教育 民生委員會
22日	ことぶき學級、教育 民生委員會、教育委員會 當農改善群產業視察
23日	ことぶき學級、教育 民生委員會
24日	農業委員會 ことども會リーダー講 習會

解説

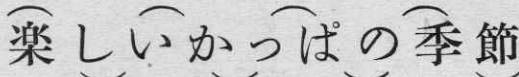
健康と計画学習

“學習計畫”

“健康と安全”



れることがある。



20日の土用入りから連日うだるような暑さだ。川に海に河童の群がたむろしている。

町内の各小中学校も今日25日で全校夏休みに入る。阿仁川も小阿仁川もせましと可愛い河童どもが存分にあばれまわることであろう。それにしても事故だけは絶対に防がなければならない。

んでおぼれることも多
前に健康診断を受ける
や、準備運動を怠らな
と。急に強く泳ぎ出さ
こと。水泳場の規則や
般の注意はもちろと
しまししょう。

学区の大部分は汽車で通学しその乗車券は全額町負担（約年間三十万円）していること。
 統合の際政治的な対立をする空気がなく、学校経営についての説明が政治的に利用されなかつたこと等が主なるものであつた。
 この日経営上のことで協議が行われ、七月二十日から二十二日まで、町議会教育民生常任委員会および町教育委員会では論をつくし、まとまつてもまとまらなくとも二十五日の町議会全員協議会に報告し、二十六日に招集される予定の七月定例町議会の問題として議会審議の軌道にのせることを申合せた。

(C.C.C.)

東小学校 七月二十五日
 北小学校 同 二十一日
 西小学校 同 二十一日
 南小学校 同 二十一日
 東中学校 同 二十五日

石当り

供米制度が予約売渡制度に改められてから例年六月から七月にかけて米の生産者値段を決める慣習となつてゐる。
 今年の米価算出方式として「生産費および所得補償方式」（ある階層の農家の生産費を基準にして、このうち労賃は都市労働者なみの賃金に評価がえする方法）を採用されたが、農林省案は一五〇キロ（一石当り）一萬四千五百円に対し農業団体は一萬一千四百円を要求するなど米価決定に大きな関心が寄せられていたところ、政府は去る十一日の閣議で、昭和三十五年産米の政府買入価格を三等標準一五〇キロ（一石当り）一

石当り一万四百五円

供米制度が予約売渡制度に改められてから例年六月から七月にかけて米の生産者値段を決める慣習となつてゐる。

今年の米価算出方式として「生産費および所得補償方」▽時期別格差

万四百五円と次のように正式に決定した。

（次の価格は一五〇キロ一石当りです）

▽基本米価（玄米三等はだか）

Ⅱ一〇、〇二四円

式」(ある階層の農家の生産費を基準にして、このうち労賃は都市労働者なみの賃金に評価がえする方法)を採用されたが、農林省案は一五〇キロ(一石当り)〓一万四百五円に對し農業団体は一万一千四百円を要求するなど米価決定に大きな関心が寄せられていたところ、政府は去る十一日の閣議で、昭和三十五年産米の政府買入価格を三等標準一五〇キロ(一石当り)〓一

九月三十日〓八〇〇円
十月十日〓六〇〇円
十月二十日〓四〇〇円
十月三十一日〓二〇〇円
平均 二三〇円

▽予約申込加算〓一〇〇円

▽包裝代

二重俵 〓三二五円
複式俵 〓二六二円
かます 〓二二五円
平均 〓二六一円

▽歩留加算

北海道東北大陸 〓〇円
その他 〓八〇円

診断を受けよう。

旧軍人、

校	同	二十一	日	八	日
校	同	二十一	日	摩	当
校	同	二十五	日	三	里
校	同	二十五	日	三	時
町民課では 鷹巣保健所の 協力を得、町 内全部落で結 核診断を行つ ことになつて いるが、八月 前半の日程が 次のように決 つたのでそれ ぞれの部落で は一人残らず 健康をまもりま	八月九日	大内沢	十時～十二時	芹沢	十二時半～十六時
	八月十日	東根田	九時半～十二時半	西根田	十二時～十六時
	八月十一日	杉山田	十時～十三時	雪田	十三時半～十六時
		道城下	九時半～十二時半	道城上	十二時～十六時
	八月十二日	鎌沢	十時～十三時	三木田	十三時半～十六時

軍属で昭和二十い合せの上請求手

八年八月一日（軍人恩給復くたさい
活の日）に恩給を受ける権
◇昭和二十一年二月一日前

利が発生した方は、ことしの七月三十一日まで恩給請に普通恩給、扶助料等の裁定になつた者。(なか

求書を県へ提出しないと、
恩給がもらえなくなります
には裁定になつたことを
知らない人や、軍人恩給
が廃土になつたとして、

は早速役場町民課係へお問
實際にお金を受けとらな

平均	▽等級間格差
1139円	

[illegible]

平均（二、四等） 五等 二 七〇〇円

◎総計（一）四等手取り平均
一〇、四〇五円

新しい生活

夏季大学講

九月三十日 〇〇円
十月十日 〇〇円
十月二十日 〇〇円
十一月十日 〇〇円
十二月十日 〇〇円
七月

十月三十一日 二〇〇円
平均 二二〇円

新しい生活をめざし、
く町民の社会的視野を
たかめ、産業の振興を

はかり、農家経済の向上をはかることを目的

二重俵 〓二五円
複式俵 〓二六円
かます 〓二五円

に広く全町民の参加を
期待するものである。

平均	二二五円	▽期日	七月三十日午
▽歩留加算	二六一元	後一時より	
		▽会場	合川西中学校

北海道東北北陸 〇〇円
その他 〇〇円

▽講演 〇〇円

七月三十日西

新しい生活をめざし広。最近の国

農村生活
秋田魁新
可曾寸秀

に広く全町民の参加を
業経営の

田嶋専門校
儀一氏
後一時より

会場 合川西中学校
講演 主 催 合川

（す）
年二月一日前
、扶助料の裁
者が昭和二十
十一日以前に
族が普通扶助
する者。
年八月一日に
を受ける権利
の一時恩給權
より
（六月一日）
（三十日）
（十名）
城、市太郎
杉、弥吉、孫
前、金男長女
石喜代太郎孫
戸石、博長女
沢、専治郎孫
杉山田、
七郎兵衛、孫
、淳二、長男
木田芳美二男
沢、作助、孫
（十二名）
杉理喜郎祖母
下杉、清助孫
井、本人
井、本人
戸石定之助妻
李佑、幸三母
岳、本人
根山平蔵二男
福田、本人
内沢、一郎母
根田、本人
四中で
内外情勢と
のあり方Ⅱ
報社主事、
技術員藤本
り入れた農
あり方Ⅱ秋
川町
川町公民館